

伊勢原市通話録音装置の設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員に対する不当要求行為を排除し、透明性の高い公正公平な市政を確保するため、通話録音装置を設置するに当たり、その管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通話録音装置 電話機での通話中に通話の音声を録音する専用の装置をいう。
- (2) 通話録音データ 通話録音装置に内蔵されている電磁的記録媒体に録音された音声のデータをいう。

(通話録音装置の設置)

第3条 市長は、庁舎内における電話機について、各課等の現状、意向その他の事項を把握し、必要と認めるときは、通話録音装置を設置する。

(管理責任者等の設置)

第4条 通話録音装置の適切な運用を図るため、通話録音装置が設置されている課等に通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、管理責任者には課等の長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、通話録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他当該通話録音データの適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第5条 職務上、通話録音装置により情報を知り得る職員（以下「職員」という。）は、この要綱の規定を遵守し、通話録音装置の適正な運用に努めなければならない。

2 職員は、通話録音装置により知り得た情報を第三者に知らせ、又は職務以外の目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員は、通話録音装置を使用して通話の音声を録音するときは、通話の相手方に対し録音することを告知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 通話の相手方から市民又は職員の生命、身体又は財産を害する旨の発言がある等事件性が疑われるとき。

(2) 民事訴訟に発展するおそれがある内容を含むと認められるとき。

(3) 前2号のほか、告知しないことについてやむを得ない事由があると認められるとき。

(通話録音装置の設置の公表)

第6条 市長は、通話録音装置を設置したときは、その旨を本市のホームページに掲載する方法により公表するものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、伊勢原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年伊勢原市条例第22号）及び伊勢原市情報セキュリティポリシーを遵守し、適切な措置を講じなければならない。

(通話録音データ等の保存及び廃棄)

第8条 通話録音データの保存期間は、原則として3か月間とする。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他管理責任者が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 通話録音データは、記録したときの状態で保存し、編集及び加工してはならない。

3 第1項の保存期間を終了した通話録音データの消去は、新たな通話録音デー

データを記録媒体に上書きする方法により行うものとする。

- 4 複製データは、作成してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置の目的を達成するため特に必要と管理責任者が認めた場合は、この限りでない。
- 5 管理責任者は、前項ただし書の規定により複製データを作成した場合は、当該複製データを施錠できる収納庫等に保管しなければならない。
- 6 管理責任者は、複製データについて、その目的が達成された等保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。この場合において、管理責任者は、複製データを破砕するなど通話内容が復元不可能な方法で破棄するものとし、捜査機関等の複製データの提供先においても同様に破棄することを徹底させなければならない。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、通話録音装置の設置及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年9月30日告示第133号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。